**令和６年度丸亀市老朽危険空き家除却支援事業補助金について**

**受付期間：令和6年4月1日（月）から令和6年5月24日（金）まで。**

**申請者が多数の場合は、予算の範囲内において下記評定値順で決定します。**

**令和7年1月31日（金）までに工事が完了し、実績報告書が提出できること。**

１．事業の内容

　　老朽化して倒壊などの恐れのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う所有者や相続人に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

２．補助対象

（１）使用または居住していない住宅（空き家）で、隣接する住宅や、土地、道路など周辺に悪影響を及ぼしており、かつ評定値（損傷の程度の評点）が100点以上の老朽危険空き家。

（２）併用住宅も含みます。ただし、住宅以外の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限ります。

（３）他の補助金等の交付を受けている場合は申請できません。

３．補助金額

補助対象経費：次の（Ａ）・（Ｂ）のいずれか少ない方の額×0.8

（Ａ）老朽空き家の除却工事費

　　　　　　　　（Ｂ）老朽空き家の延べ面積に次の額を乗じて得た額

　　　　　　　　　　木　造…１平方メートルあたり　令和６年度:３２,０００円

　　　　　　　　　　非木造…１平方メートルあたり　令和６年度：４６,０００円

補助金交付申請額：補助対象経費と160万円のいずれか少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

４．補助金申請の流れ　　**（太文字は申請者が行うものです。）**



1. 交付申請に必要な添付書類

①　除却工事実施（変更）計画書（様式第2号）

②　工事見積書の写し（業者発行のもの）

③　建物平面図

④　現場写真（着工前のもの。外観等）

⑤　住宅の所有者が確認できる書類（建物登記簿謄本など）

⑥　所有者が複数の場合は老朽危険空き家除却工事施工同意書(様式第3号)

⑦　所有権以外の権利(賃借権など)がある場合は、当該権利者の同意書（様式自由）と、権利が確認できる書類

⑧　相続人が複数の場合は確約書（様式第4号）と、所有者と申請者の続柄を示す書類（戸籍謄本など）

⑨　当該空き家と土地の所有者が異なる場合は、土地所有者の同意書

⑩　その他市長が必要と認める書類

　　　（例）隣の建物と一体の壁等で接している場合の隣接者の同意書

1. 実績報告時に必要な添付書類

①　工事請負契約書の写し

②　請求書※又は領収書の写し（除却工事の施工者が発行したもの）

　　☆振込みの場合は、支払ったことの確認できる書類

③　工事状況写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）

④　建設リサイクル法第10条第1項の規定による届け出の写し

（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る）

⑤　廃棄物処理法第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）Ｅ票の写し

⑥　その他市長が必要と認める書類

※請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを提出すること

⑦　市長への請求書（様式第8号）※日付けは空欄で

７．変更・中止・取り下げについて

変更：補助事業の内容を変更する場合においては、補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けてください。

中止：補助事業を中止する場合においては、あらかじめ補助金交付中止承認申請書（様式第6号）を提出し、承認を受けてください。

取下げ：申請の取下げができる期日は、交付決定通知後15日以内です。

**［お問い合わせ先］**

〒763-8501丸亀市大手町二丁目4番21号

丸亀市　都市整備部　建築住宅課　住宅政策室

tel:0877-24-8814（直通）fax:0877-24-8866

　mail: kenchikujutaku-k@city.marugame.lg.jp